

がまごおりし しゅわ げんご じょうれい  
**蒲郡市手話言語条例**

せいてい  
**を制定しました**

れいわ ねん がつ にち しこう  
**令和2年1月1日 施行**



蒲郡市聴覚障害者福祉協会 イメージキャラクター  
『みかりん』

がまごおりし ふくしか  
**蒲郡市 福祉課**

しゅわ  
**手話**とは、<sup>てゆび からだ うご</sup>手指や体の動き、<sup>ひょうじょう つか</sup>表情を使って<sup>しかくてき</sup>視覚的に  
<sup>ひょうげん</sup>表現する『<sup>げんご</sup>言語』です。

<sup>おんせいげんご</sup>音声言語である<sup>にほんご</sup>日本語とは異なる<sup>こと</sup>独自の<sup>どくじ</sup>語彙や<sup>ごい</sup>文法体系を  
もっていますが、<sup>にほんご</sup>日本語と同じように<sup>おな</sup>年齢や<sup>ねんれい</sup>地域によって<sup>ちいき</sup>違う  
<sup>ひょうげん</sup>表現（<sup>ほうげん</sup>方言）があります。

この『<sup>しゅわ</sup>手話』を使って<sup>つか</sup>生活を<sup>せいかつ</sup>営む<sup>いとな</sup>方々の<sup>かたがた</sup>ことを<sup>しや</sup>**ろう者**  
といいます。

<sup>しや</sup>ろう者は、<sup>ものごと</sup>物事を<sup>かんが</sup>考え、<sup>いしそつう</sup>意思疎通を<sup>はか</sup>図り、<sup>たが</sup>お互いの<sup>きも</sup>気持ちを  
<sup>りかい</sup>理解しあうために、<sup>しゅわ</sup>手話を<sup>たいせつ</sup>大切に<sup>はぐく</sup>育み、<sup>はってん</sup>発展させてきました。

<sup>げんざい</sup>現在では、<sup>こくさいれんごうそうかい</sup>国際連合総会で<sup>さいたく</sup>採択された「<sup>しょうがいしや</sup>障害者の<sup>けんり</sup>権利に  
<sup>かん</sup>関する<sup>じょうやく</sup>条約」や、<sup>わ</sup>我が国の「<sup>しょうがいしやきほんほう</sup>障害者基本法」において、<sup>しゅわ</sup>手話が  
<sup>げんご</sup>言語として<sup>いちづ</sup>位置付けられました。

<sup>がまごおりし</sup>蒲郡市は、<sup>きょうと</sup>京都、<sup>とうきょう</sup>東京に次いで、<sup>ぜんこく</sup>全国で<sup>3ばんめ</sup>3番目に<sup>しや</sup>ろう者の  
<sup>まな</sup>ための<sup>や</sup>学び舎である『<sup>ひろいしくんあぎじゆく</sup>拾石訓啞義塾』が<sup>そうりつ</sup>創立された<sup>ばしょ</sup>場所です。

<sup>せんじん</sup>先人の<sup>とうと</sup>尊い<sup>こころざし</sup>志を<sup>ひ</sup>引き継ぎ、<sup>しゅわ</sup>手話が<sup>げんご</sup>言語であるとの<sup>にんしき</sup>認識に  
<sup>もと</sup>基づき、<sup>しや</sup>ろう者が<sup>しゅわ</sup>手話を使用し<sup>しやう</sup>やすい<sup>かんきょう</sup>環境づくりを<sup>すいしん</sup>推進するため、  
<sup>がまごおりし</sup>がまごおりし<sup>しゅわげんごじょうれい</sup>しゅわげんごじょうれい  
**蒲郡市手話言語条例** <sup>せいてい</sup>を制定しました！

# がまごおりし しゅわ げんご じょうれい がいよう 蒲都市手話言語条例の概要

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき作成されました。  
条例の中で基本理念を定め、市の責務、市民や事業者の役割を明らかにしています。  
また、市が推進する施策（取り組み）を定めることで、ろう者と手話に対する理解の  
促進と手話の普及を目指し、蒲郡市民が、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生  
することのできる地域社会の実現を目的としています。

## ○基本理念○

ろう者と手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話により十分な  
意思疎通を図ることができ、市民が相互に人格と個性を尊重し合うことが重要である  
との認識の下に行わなければならない。

## ○市の責務○

手話に対する理解の促進や手話の普及に努める。  
手話による情報の取得、意思疎通のできる環境整備のため、必要な施策を推進する。

## ○市民の役割○

基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策への協力に努める。

## ○事業者の役割○

基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスの提供や  
働きやすい環境の整備に努め、また、市が推進する施策への協力に努める。

## ○市の取り組み○

- ・ ろう者と手話に対する理解の促進や手話の普及に関すること
- ・ 手話による意思疎通の支援に関すること
- ・ 手話による情報の発信や取得に関すること
- ・ 手話通訳者の確保や養成に関すること

## ○施行日○

令和2年1月1日

# がまごおりしとく 蒲郡市の取り組み

## しゅわつうやくせっちじぎょう 手話通訳設置事業

しやくしよふくしかまどぐち ほんかん かい しゅわつうやくしゃ せっち  
市役所福祉課窓口（本館1階）に手話通訳者を設置し

しやくしよない まどぐちてつづ しえん おこな  
市役所内での窓口手続きの支援を行っています。

せっちにちじ げつようび きんようび しやくしよへいちようび のぞ  
設置日時 月曜日から金曜日（市役所閉庁日を除く）

ごぜん じ しょうご ごご じ じ  
午前9時から正午、午後1時から3時

## しゅわつうやくしゃはけんじぎょう 手話通訳者派遣事業

びょういん しんさつ こうてききかん てつづ さい しゅわつうやくしゃ はけん  
病院の診察や公的機関での手続きなどの際に手話通訳者を派遣し、

いしそつう しえん おこな  
意思疎通の支援を行っています。

りよう じぜん しんせい ひつよう ふくしか そうだん  
利用のためには事前の申請が必要となりますので、福祉課までご相談ください。

## しゅわほうしいんようせいこうざ 手話奉仕員養成講座

しゅわほうしいん めざ かた しゅわ きょうみ かた こうざ かいさい  
手話奉仕員を目指す方、手話に興味がある方のための講座を開催しています。

しゅわ じこしょうかい とくてい かた にちじょうかいわ  
手話でのあいさつや自己紹介、特定の方との日常会話ができることを

ねらいとしています。

かいさいび くわ がまごおりしやくしよふくしか といあわ  
開催日など詳しくは蒲郡市役所福祉課までお問合せください。

## がまごおりししゅわ 蒲郡市手話サークル かざぐるま

がまごおりしちょうかくしやうがいしやくしよふくしかい とも かつどう  
蒲郡市聴覚障害者福祉協会と共に活動しています。

ぼうりうぐたいかい しき とお いろいろ ぎょうじ  
ボウリング大会やバーベキューなど、四季を通して色々な行事があり、

しや こうりゆう とお しゅわ べんきょう  
ろう者との交流を通して、手話の勉強をしています。

かつどうじかん しゅう かい かようび じ きんようび じ じ じ  
活動時間 週3回（火曜日9時から 金曜日19時から 土曜日14時から）

かつどうばしょ きんろうふくしかいかん い  
活動場所 勤労福祉会館または生きがいセンター

じょうきいがい しゅわ かん さまざま と く おこな  
上記以外にも、手話に関する様々な取り組みを行っています。

くわ ふくしか と あ  
詳しくは、福祉課までお問い合わせください。

と あ さき  
お問い合わせ先

がまごおりし けんこうふくしぶ ふくしか  
蒲郡市 健康福祉部 福祉課

あいちけんがまごおりしあさひまち ばん ごう  
〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17番1号

TEL : 0533-66-1106 FAX : 0533-66-3130